

令和7年度第1回兵庫県障害福祉審議会不服審査部会議事要旨

- 1 日 時 令和7年9月19日（金）13時30分～
- 2 場 所 オンライン
- 3 出席者 不服審査部会委員 5名
- 4 議 事

（1）R4-5号及びR4-8号案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

R4-5号は却下、R4-8号は棄却するべきである。

〔理由〕

- R4-5号は、希望どおりのサービスの種類と量が支給決定されていることから、審査請求人には、本件処分の取消によって回復すべき法律上の利益がなく、審査請求の対象とならない。
- R4-8号について、処分庁は、勘案を行うため関係者会議の開催や事業所等への聞き取りを行っており、支給決定に至る手続き等について違法・不当な点は認められない。事業所が審査請求人の不利益になるよう故意に歪められた証言を行う合理的な理由は見当たらず、事業所からの聞き取りを踏まえて行った処分庁の判断は、妥当である。

〔補足事項〕

「障害児については一義的に親が監護するもの」との見解の下でも、障害のある子どもを年齢問わず一括りするのではなく、例えば3歳児がリンゴの皮むきができないことと、高校生になってもリンゴの皮むきができないことは違うという視点は大切にしてほしい、との意見があった。

（2）R5-2号及びR5-3号案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

- ほぼ毎日利用しているサービス事業所から聞き取った内容と医師意見書を突き合わせた上で、著しい行動障害とまでは言えないという判断であり、妥当。「コミュニケーション」の判定を審査請求人の主張どおり見直しても、処分の結果としては変わらない。

（3）R5-4号案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

- 認定調査時の事業所からの聞き取り結果も踏まえて判断しており、処分庁の判断に、違法・不当な点は見当たらない。今後、支援の度合いが上がっていくことも想像されるが、処分時点で区分3の判定を行ったことは妥当である。

(4) R5-5号案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

調査を要するため、継続審議とする。

以上